

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか?

事業主の皆様を無料でご支援いたします。



以下のお悩みや課題は 迷わずご相談ください

➡️ 時間外・休日労働・36協定

🛶 就業規則の制定、見直し

✓ ハラスメント対策

✓ パート、アルバイト等の
同一労働同一賃金

✔ 助成金の活用

> 育児介護休業規程の見直し

✓ 人手不足、高齢者雇用など

※これらは相談事例の一部です。
労務管理全般のご相談もお受けします。

個別企業支援訪問・オンライン

ご希望日に社会保険労務士が貴 社を訪問(オンライン対応可能)。 課題解決に向けた支援を行いま

電話・メール・来所 による相談

電話・メール・ご来所による相談 を行っています。

社会保険労務士が問題解決のための改善提案を行います。

セミナー講師派遣

ご要望に応じ、セミナー講師を派遣します。

会場開催・オンライン開催どちら もご対応します。



厚生労働省 委託事業

広島働き方改革推進支援センター

〒732-0827広島県広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル803 【広電 稲荷町駅 下車徒歩1分】

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

0120-610-494





hiroshima@workstylereform.net

